

次のとおり条件付き一般競争入札を実施するので、舞鶴市契約規則(昭和 39 年規則第 25 号)第 3 条に基づき公告する。

令和 5 年 1 月 1 0 日

舞鶴市長 多々見 良三

1 概要

- (1) 委 託 名 舞鶴市加佐スクールバス運行及び車両管理業務
- (2) 内 容 別添の「舞鶴市加佐スクールバス運行及び車両管理業務委託仕様書」のとおりとする。
- (3) 学 校 名 舞鶴市立岡田小学校 (舞鶴市字久田美 9 3 0 番地)
舞鶴市立由良川小学校 (舞鶴市立字丸田 7 4 番地)
舞鶴市立加佐中学校 (舞鶴市字岡田由里 2 0 番地)
- (4) 委託契約期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- (5) 年間運行期間 通年とする。ただし年末年始及び学校の指定した休日を除く。
- (6) 担 当 課 舞鶴市教育振興部教育総務課

2 競争入札参加資格

この入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たし、かつ 3 に掲げる競争入札参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 舞鶴市物品及び役務の供給に係る競争入札参加資格等に関する要綱(昭和 63 年告示第 9 号)による令和 4 年度の競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 申請書提出期限日から落札決定までの間において、舞鶴市入札参加停止に関する要領(平成 30 年告示第 34 号)に基づく入札参加資格の停止(以下「入札資格停止」という。)の期間中でない者であること。
- (4) 申請書提出期限日から落札決定までの間において、舞鶴市契約に関する暴力団等排除措置要綱(平成 24 年告示第 171 号)に基づく入札参加等除外措置を受けていない者であること。
- (5) 申請書提出期限日以前 6 か月から落札決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条又は第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づ

く再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。

- (7) 「舞鶴市加佐スクールバス運行及び車両管理業務委託仕様書」の要件等を満たしていること。

3 競争入札参加資格の確認の手続き等

この入札に参加しようとするものは、競争入札参加資格確認申請書（様式1）（以下「申請書」という。）を舞鶴市長に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

なお、期限までに申請書を提出しない者並びに競争入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加できません。

(1) 仕様書及び申請書等の入手方法

競争入札に参加しようとする者は、業務委託仕様書、申請書、その他必要書類等を舞鶴市ホームページからダウンロードしてください。

(2) 競争入札参加資格確認申請書の提出期限等

ア 期 限 令和5年1月19日（木）午後3時 まで

イ 提出場所 〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地

舞鶴市総務部契約検査室契約課（市役所本庁 別館3階）

ウ 提出方法 郵送

郵送等の場合は、メール便、宅配便等の送付方法は問わない。ただし、提出期限厳守で提出先への配達方法の記録が残る方法で送ること。

封筒表には、「舞鶴市加佐スクールバス運行及び車両管理業務申請書在中」と記載すること。

エ 提出書類

① 競争入札参加資格確認申請書（様式1）

② 返信用封筒（第1種定型郵便物に住所及び氏名を記入し、84円切手を貼ったもの）

③ 業務委託仕様書の要件1及び2を満たすことが確認できるもの

要件1. 道路運送法第4条（一般旅客自動車運送事業）の許可証の写し

要件2. 主な実績一覧（任意様式）、パンフレット等も可

(3) 競争入札参加資格の確認結果の通知

参加資格の確認の結果については、令和5年1月20日（金）に郵送する。

（参加資格の確認にあたり、別途資料の提出を求める場合があります。）

(4) 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 競争参加資格がないと認められた者は、当該通知の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により、市長に対して競争参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。

イ アの書面は舞鶴市総務部契約検査室契約課に提出（持参）するものとし、郵送又は

電送によるものは受け付けない。

ウ 説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

4 仕様書等に係る質問の受付及び回答

質問は、質問書により提出すること。

- (1) 受付期限 令和5年1月19日(木)正午まで
- (2) 受付場所 舞鶴市教育振興部教育総務課
- (3) 提出方法 ファクシミリに限る。(FAX: 0773-62-9897)
- (4) 回答期日等 令和5年1月20日(金)

質問に対する回答書は、競争参加資格が「有」と認められた業者すべてにファクシミリにより送付する。

5 入札日等

- (1) 開札日時 令和5年1月31日(火)午後1時5分
- (2) 開札場所 舞鶴市字北吸1044番地
舞鶴市役所別館4階 411会議室
- (3) 入札書の提出方法 郵便
- (4) 入札書類 次の書類を郵送すること。

- ・ 入札書(様式2)
- ・ 競争入札参加資格があることを確認した旨の通知書又はその写し

6 郵便による入札書の提出方法

- (1) 入札参加者は5.(4)の入札書類を、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかの方法により、配達日指定として郵送すること。(配達日指定郵便は最寄りの郵便局窓口で3日前までに手続きが必要です(ポストからの投函はできません)ので余裕を持って手続きしてください。)
- (2) 入札書類は二重封筒とし、表封筒に「舞鶴市加佐スクールバス運行及び車両管理業務入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒に入札書類を入れ、封緘等の処理をすること
- (3) 入札書は、配達指定日必着。期日に届かない場合は、入札を辞退したものとみなす。
- (4) 郵送にかかる費用は入札参加者の負担とする。
- (5) 競争入札参加資格の確認を受けた後、入札を辞退する場合は、入札執行時までに入札辞退届を郵送(この場合方法は問いません。)又は持参により提出すること
- (6) 入札書の送り先
〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地
舞鶴市総務部契約検査室契約課
- (7) 配達指定日
令和5年1月30日(月)

7 入札に関する注意事項

- (1) 入札書記載金額 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り

捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(3年契約の金額(総額))の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の中止

入札者が1人に満たない場合は入札を中止する。

(3) 再度入札

入札において落札者がいない場合は、無効となった者を除き再度郵便により入札を行う。この場合、再度入札は1回までとし、開札日等はあらためて指定する。

(4) 落札者の決定

舞鶴市契約規則第15条の規定により作成された予定価格(非公表)の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

(5) 立会人

開札には、入札参加者1者につき1名立ち会うことができる。ただし、本人又は法人の代表者以外の者が立ち会おうとするときは、委任状(任意様式)を持参すること。

立会人が2名に満たない場合は、当該入札事務に関係のない職員を1名以上立ち会わせて行う。

立会人は、開札結果の確認、くじ引きの際の手續等を行う。

(6) くじ引きを行う場合

落札者となるべき同額の入札をしたものが複数いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

くじ引きは、くじを引くべき入札者がいずれも立会人として参加している場合(代表者若しくは委任状を持参した代理人が参加している場合)は、その者がくじを引き、参加していない場合は、入札担当職員と立会人が次の手順で行う。

- ① 入札担当職員がくじ引き用紙にくじに参加する者の数と同数の直線を記入し、そのうちの1枚に「落札」の表示(○印)をする。
- ② 立会人のうちの1名が、①のくじの直線のそれぞれに1から順に任意に番号を付す。(このとき、当該立会人には、「落札」の表示が分からないようにして行う。)
- ③ 立会人のうち②の手續を行った以外の者のうちの1名が、くじ引きに係る入札書に1から順に任意に番号を付す。(このとき、当該立会人には、入札者の名称等がわからないようにして行う。)
- ④ 入札担当職員は、①と②で作成されたくじの番号と③で入札書に付された番号とを突合する。くじで「落札」の表示がされた直線に付された番号と同じ番号を付した入札書を提出した者が落札者となる。
- ⑤ 入札担当職員及び立会人の全員が、くじの結果を確認し、その証として当該くじ引き用紙に各自署名する。

(7) 入札結果の連絡及び公表

入札結果は、開札日当日、舞鶴市ホームページに公開する。落札者には、発注担当課から契約手続きについて連絡する。

(8) 入札保証金

免除する。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、舞鶴市契約規則第 33 条に該当する場合は契約保証金を免除する。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 公告等に示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 入札者の記名押印のない入札
- (5) 同一入札について同一の入札者によりなされた 2 以上の入札
- (6) 金額その他重要な部分の誤脱のある若しくは不明な入札又は金額を訂正した入札
- (7) 入札に関し連合等の不正行為をした者の入札
- (8) 1 通の封筒に複数の入札書を入れたもの
- (9) 代理人が入札したもの
- (10) その他市長があらかじめ指定した事項に違反したもの

10 落札の取消

- (1) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。
- (2) 落札者が、落札決定から契約締結日までの期間に、本市の入札参加停止又は入札参加等除外措置を受けた場合若しくは 2. (6) の申立てに該当することとなった場合は、当該落札を取り消すものとする。

11 契約書の作成

作成を要します。

12 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

9. (2) の入札参加等除外措置により当該落札を取り消す場合も同様とする。

13 問い合わせ

業務の内容等不明な点については舞鶴市教育振興部教育総務課（電話 0773-66-1070）、入札に関することについては舞鶴市総務部契約検査室契約課（電話 0773-66-1065）まで問い合わせてください。